

平成20年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成20年5月26日(月) 午前8時45分～午前9時53分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)
- (3) 家庭ごみの一部有料化実施計画(案)について (環境部)
- (4) 補助金公募制度の見直し(案)について (企画部)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。今月から始めておりますが、本日も挨拶運動があり、ご苦労様でした。

それでは、庁議を始めます。来週の火曜日、6月議会が開会いたします。先週、会派説明を行い、議会関連、また、それ以外の項目についても説明したと思っておりますが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については十分に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について(関係部局)

市長 では、議事に入る。

市議会定例会提出議案についてであるが、最初に、会派説明の報告を、企画部から
願います。

<企画部長>

会派説明については、5月21日から23日の間、それぞれの会派に行った。説明件数は7件であり、その概要を説明する。

まず、1点目の平成20年度6月補正予算について。山根公園テニスコートと女性総合センターの改修について工事内容はどのようなものかと、自民クラブ、協働ネット21からご質問があった。また、女性総合センターの抜本対策はどう考えているか、山根公園テニスコートについては今回の

工事で大丈夫なのかといったご質問があった。自主防災組織推進費については、今後の機器整備の考え方について、協働ネット21からご質問があった。学校地域支援本部推進事業については、募集をいつ行ったのかなど対象候補の選定経過について、自民クラブ、みどりの風からご質問があった。

次に、2点目の新居浜駅周辺地区整備計画策定業務成果報告について。芸術文化施設の小ホールの必要性や役割について、自民クラブ、公明党議員団からご質問があった。また、太鼓台ミュージアムを、現在2階で計画しているが、1階にしてはどうかというご意見が、自民クラブ、みどりの風からあった。また、ホテルの採算性や応募する業者がいるのかというご質問が、自民クラブ、無党派からあった。また、公共駐車場は有料なのかと、みどりの風、公明党議員団、無党派からご質問があった。それと、芸術文化施設と文化センター、郷土美術館、生涯学習センター、あるいは高齢者生きがい創造学園との役割分担といったことで、協働ネット21、公明党議員団からご質問があった。

次に、3点目の補助金公募制度の見直しについて。体育振興会と老人会への補助金を、市の認定する補助金にすることは可能かと、自民クラブからご質問があった。また、審査会委員については行政に精通している者を選ぶべきである、また、その選任基準はどのように考えているのか、市民代表委員としてどのような方を想定しているのかといったことで、自民クラブ、みどりの風からご質問があった。また、継続する義務的補助金、新しくは市が認定する補助金であるが、この補助金と審査会の関係はどう考えているのかと、自民クラブ、協働ネット21からご質問があった。

次に、4点目の地域コミュニティ活動支援交付金について。新たな事業である地域コミュニティ創生事業について、各校区への配分積算根拠を均等割50%、世帯割50%としたことについてのご意見があった。また、この交付金と公募補助金との仕分けについてどう考えているのかと、自民クラブ、無党派からご質問があった。

次に、5点目の家庭ごみの一部有料化について。有料化をした時、一時はごみが減量するがリバンドがあるのではないかとといったようなご質問が、自民クラブ、協働ネット21、無党派からあった。また、ステーション管理が一番の課題ではないか、不適切な排出が増えるのではないかと、自治会員と非自治会員とのトラブルが増えるのではないかとといったようなことが、自民クラブから出た。あと、ステーション管理支援費の内容はどのようなものを考えているのかと、自民クラブ、協働ネット21、無党派からのご質問があった。また、不法投棄が増加するのではないかと、あるいは低所得者対策はどう考えているのかといったことで、各党派からご意見が出た。

次に、6点目の保育所民営化に伴う大規模改修について。今後の民営化予定保育園については十分な修繕を行ってから引渡してほしいというご意見が、自民クラブ、協働ネット21から出た。

最後に、7点目の地域主導型公民館移行の現状と今後に対応について。地域主導型公民館への移行については引継ぎを十分に行うため兼務発令を行うという話であったが、兼務職員の活用方法、また、主事がない2人体制での館長への対応について整合性が課題であるというようなご意見が出た。また、無党派から、館長が公民館主事の職務を行う場合の身分についてというようなことで、ご質問があった。

以上が7件の会派説明での内容である。

市長 家庭ごみの一部有料化と補助金公募制度の見直しについては後で説明があるが、議案外のことで、3月議会からの宿題というような話もあるので、よく整理をして議会に望んでいただきたい。

会派説明について、これでよろしいか。では、議案に沿って、企画部、水道局と順番に説明をお願いします。

<別添資料、市議会定例会関係資料に沿って説明>

<企画部長>

報告第13号、14号、議案第46号、47号について、ご説明する。

まず、報告第13号の繰越明許費繰越計算書の報告について。この報告は、平成19年度一般会計における土地区画整理事業など16事業の繰越明許費繰越計算書の報告で、地権者との補償交渉等に時間を要したこと等により、事業費の一部を平成20年度に繰り越したものである。

次に、報告第14号の繰越明許費繰越計算書の報告について。この報告は、平成19年度公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業費及び単独下水道事業費に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、河川占用許可に不測の日数を要したこと等により、事業費の一部を平成20年度に繰り越したものである。

次に、議案46号及び47号についてであるが、お手元に配布している平成20年度6月補正予算案の概要に基づいて、ご説明する。

まず、予算規模としては、一般会計、特別会計合わせた補正額の合計は1億6,471万6千円の増で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ740億532万1千円となり、対前年度同期と比較すると、12.8%の減となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業であるが、まず、単独事業として、体育施設環境整備事業、これは、沈下している山根公園内のテニスコートの地盤置き換え工事等を行い、抜本的な対策を実施しようとするものである。次に、女性総合センター整備事業については、外壁タイルが落下したということで、緊急的に危険箇所の補修を行うとともに、施設利用者の安全確保のため、出入口、あるいは周辺の安全対策を実施するものである。単独事業としては、これらの事業で、9千684万9千円の増となっている。次に、施策費についてであるが、まず、自主防災組織推進費。これは、財団法人自治総合センターの平成20年度コミュニティ助成の決定通知があり、多喜浜校区連合自治会及び田の上自治会の防災資機材整備に補助を行うものである。次に、社会教育充実費。これは学校支援地域本部推進事業であるが、地域住民が多様な形態で学校教育活動を支援することによって学校と地域の連携体制の構築を図るため、惣開小学校、泉川中学校及び垣生小学校の3校区に学校支援地域本部を設置するものである。次に、スクールソーシャルワーカー活用事業費について。これも新規事業であるが、社会福祉等の専門的な技術を用いて、様々な問題を抱える児童生徒に支援を行うという目的で、スクールソーシャルワーカーをあすなろ教室に配置するものである。次に、小学校ハートなんでも相談員設置事業費については補助の内容変更ということで、対象学校数を3校から5校に増やすなどの変更を行うものである。施策費については、これらの事業で、786万

7千円の追加となっている。

次に、特別会計の補正内容については、公共下水道事業特別会計の補正で、国庫補助内示増により、管渠等建設事業費を6,000万円追加するものである。

<水道局長>

報告第15号の平成19年度水道事業会計の繰越計算書の報告について、ご説明する。平成19年度水道事業の建設改良費の内、松神子配水管布設替工事など4件について、県道整備工事、下水道工事等関連工事が遅延したことなどにより、事業費3千259万8千円を平成20年度に繰越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。なお、工事の完成予定は、4件の内2件は5月末、その他の2件は6月末となっている。

<福祉部長>

議案第38号の市有財産の無償譲渡について、ご説明する。本案は、新居浜市立南沢津保育園を平成21年3月31日限りで廃止し、同年4月1日から民間移管することに伴い、建物を無償譲渡しようとするものである。譲渡する建物は、鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ての園舎で、附帯する設備、備品等を含んでいる。この建物は、昭和47年10月に建築、昭和56年3月に増築したもので、本年度の固定資産税の評価額にすると、約2,658万円である。譲渡の相手側は社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会であり、現在、市内において、本年4月に民間移管した新居浜八雲保育園を含む3園の保育所を設置・運営している。無償譲渡にあたっては、児童福祉法に定める保育所の用途に供することを条件として、当該用途に供しなくなったときは、原状に回復し、本市に返還することなどを内容とする市有財産譲与契約を締結する予定である。なお、土地についても、市有財産使用貸借契約をそれぞれ締結し、市の大切な財産を、良質な保育サービスの提供と安定した保育所運営のため、継続して保育の業務の用に供する財産として使用していただく予定である。

<総務部長>

議案第39号、40号、41号及び追加提出予定の人事議案について、ご説明する。

まず、議案第39号の財産の取得について。本議案は、水槽付消防ポンプ自動車I-A型1台を取得するものである。去る5月12日、6社による指名競争入札の結果、4千160万円で、株式会社岩本商会が落札し、消費税及び地方消費税額208万円を含む4千368万円で契約を締結しようとするものであり、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回、更新予定の水槽付消防ポンプ自動車は、南消防署に配備する予定である。

次に、議案第40号の工事委託協定について。本議案は、新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の改築工事その7であり、供用開始から28年が経過し、老朽化した下水処理場の機能回復を図るため、平成14年度から着手した終末処理場改築事業の一環である。今回、平成20年度、21年度の継続事業として、水処理設備改築工事を委託するため、2億8千万円の工事委託協定を日本下水道事業団と締結しようとするもので、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、

水処理設備Ⅲ－1池、Ⅲ－2池の最初沈澱池、用水設備における機械及び電気設備を更新するもので、主な工事内容は、初沈汚泥掻き寄せ機、初沈スカムスキマーの機械の製作、据付工事と、それら機械を運転操作するための電気設備工事である。

次に、議案第41号の工事委託協定について。本議案は、新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の増設工事であり、昭和55年の下水道供用開始以来、下水処理場への流入汚水量は増加し続けており、処理能力の増強を図るため、平成20年度、21年度の継続事業として、水処理設備の増設工事を委託するため、4億700万円の工事委託協定を日本下水道事業団と締結しようとするもので、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、水処理設備Ⅳ－2池の増設を実施するもので、完成後は約15年間、流入する汚水に対応できるものである。主な工事内容は、水中攪拌機、散気装置、反応タンク流入可動堰及び終沈汚泥掻き寄せ機等の機械の製作、据付工事と、それら機械を運転操作するための電気設備工事である。

次に、追加提出予定の人事議案については、新居浜市消防委員会の委員の委嘱についてである。新居浜市消防委員会の委員、渡部雅伸氏、妻鳥圭志氏、八田十美子氏及び永易美香子氏は、平成20年7月13日をもって任期が満了するので、新たに委員を委嘱するについて、議会の同意を求めるものである。

<市民部長>

議案第42号、新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。本条例第5条第2項で、戸籍事項の証明に関し、「条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる」旨を規定した法律の規定に該当する者から、手数料を徴収しないことを定めている。今回の改正は、平成20年4月18日に、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法律の題名が変更されたので、条例第5条第2項第18号の法律名を改正法律名に改めるものである。なお、条例施行日は、法律施行日の平成20年7月1日に合わせて、同日から施行したいと考えている。

<選挙管理委員会事務局長>

議案第43号、新居浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について、ご説明する。本条例は、平成19年2月に公職選挙法が一部改正され、その改正後の公職選挙法第142条第11項の規定により、地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布が認められたことから、新居浜市長の選挙におけるビラの頒布に係るビラ作成費用について、候補者の公平かつ適正な選挙活動を図るために、一定の作成金額を公費より負担する条例を制定しようとするものである。条例の内容としては、第1条では条例の趣旨、第2条ではビラ作成費用が公費負担の対象となる条件、第3条では選挙管理委員会へのビラ作成に係る契約締結の届出義務、第4条では公費負担額の算出方法及び支払手続、第5条では公費負担の限度額、第6条では条例の施行に関する必要事項の委任について、それぞれ定めるものである。なお、本条例は公布の日より施行し、この条例の規定は、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用したいと考えている。

<環境部長>

議案第44号の新居浜市公衆便所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。本案は、条例第2条の規定により、別表に掲げている公衆便所の位置について改正しようとするものである。遠登志地区への公衆便所の設置については、新市建設計画の別子はな街道トイレ整備事業として、主要地方道新居浜別子山線沿いに計画され、この度、新居浜市立川町655番地の8に完成した。一方、遊歩道沿いに設置している従来の遠登志公衆便所については、老朽化が著しく、また、平成16年度の台風災害により、遊歩道が崩落し、使用ができない状態となっていることから、今回これを廃止することとし、新しい公衆便所を遠登志公衆便所として位置付けるものである。なお、この条例は、平成20年7月1日から施行したいと考えている。

<消防長>

議案第45号の新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。今回の改正は、公務員給与と、民間給与の較差を埋めるため、昨年11月、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられたことに対応して、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額のうち、配偶者以外の扶養親族に係る加算額について、現行の200円から217円に引き上げるため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴うものである。改正の内容についてであるが、第5条第3項に規定されている損害補償に係る補償基礎額のうち、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を217円に引き上げるものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。また、改正後の規定については、平成20年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、傷害補償年金及び遺族補償年金を除く損害補償、並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、傷害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるものとしている。

市長 議案40号についてであるが、下水処理場の改築工事はこれで終わりなのか。

環境部長 改築工事は平成26年度まで続く。

市長 では、議案41号の下水処理場の増設工事も、まだ続くのか。

環境部長 いや、増設工事は20年度、21年度すれば、今後15年は必要ない。

市長 なにか、質問等はあるか。ないようなら、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

市長 議会答弁課題の進捗状況報告についてであるが、今回、特に報告が必要と考える項目について、時間もないので、項目を絞って簡潔に説明をお願いします。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明 (報告省略) >

市長 何か、質問等あるか。

副市長 市民部の21番の市長への手紙についてである。市職員の自治会加入率が85%のことであるが、なぜ100%にならないのか。職員が加入していないと、市民の方に自治会加入を言えないのではないか。

市民部長 これからも、あらゆる機会を通じて啓発していきたいと考えている。

市長 経済部の15番の活性化推進住宅整備についてである。地域審議会において、建設

場所等を白紙の状態で見直しを再検討してもらい、その検討結果の報告資料を5月末目標に作成しているとのことであるが、資料がまとまったら、そこから議会へ説明していくのか。

経済部長 その資料ができないと、今の予算内で建設可能かどうか不明である。まず、事業費を出して企画部と協議し、庁内決裁後ということになるかと思う。

市長 土地を購入する場合は、その予算は組んでいないが。

経済部長 予算の組み替え、補正等が必要となってくると思う。

市長 他にも答弁課題があるが、慎重に対応してもらいたい。
では、次の議題に移る。

(3) 家庭ごみの一部有料化実施計画(案)について (環境部)

市長 家庭ごみの一部有料化実施計画案についてであるが、先週火曜日に、皆さんに説明し、そして会派説明を行った。今後は、この実施計画案をもとに、パブリックコメント、まちづくり校区集会等で市民の皆様へ説明を行い、原案を決定していくというようなプロセスとなる。職員の皆様にもよく知ってもらいたいということで、明日の部課長会で説明をする。他の職員にも説明するなど、この件は丁寧にしていきたいと考えている。

本日は、パブリックコメントにかける案を決定するというので、この庁議で諮りたいと思う。案の中身については先週説明しているのでも省略するが、会派説明での質疑は先ほど企画部長が説明したとおりである。

有料化に併せて行う予定の新分別区分であるが、担当者にも言ったが、プラスチックの分別が複雑でわかりにくい。

環境部長 他市でもしていることだが、わかりにくいのは確かである。

市長 全市民に関係することなので、丁寧に説明を行っていききたい。

何か質問、意見等あるか。ないようなら、この案でパブリックコメントにかけるということで、よろしいか。

出席者全員 はい。

市長 では、この件については、このように決定する。

次の議題に移る。

(4) 補助金公募制度の見直し(案)について (企画部)

市長 補助金公募制度の見直し案についてであるが、これも同様にパブリックコメントにかけていくので、もう一度確認をしておきたい。

企画部から説明をお願いします。

<別添資料、「補助金公募制度の見直し(案)」に沿って説明>

<企画部長説明>

補助金公募制度の見直し案については、5月7日から庁内に公開し、意見の募集を行った。また、5月14日には補助事業公募審査会、そして、その後に会派説明を行った。引き続いて、6月2日

から6月20日にかけてパブリックコメントを実施したいと考えている。これまで庁内的に意見をいただいた案に基づいて、パブリックコメントにかけたいと考えているので、この案について、庁議決定をいただきたい。

この案は、庁内の意見をいただいた時点とあまり変わっていないので、詳しい説明は省略させていただき、骨子だけ説明する。

まず、3年間の成果としては、3点を挙げている。1点目は、公金支出の透明性と公平性の確保については十分な成果が得られたことである。2点目として、限られた財源の有効活用についても成果があった。3点目としては、市民と行政との協働による公益活動の推進ということで、この3点の成果があったと考えている。

しかしながら、3年間実施した中で課題もあった。ここに6点を課題として挙げている。

これらの成果と課題を踏まえて、見直しの基本方針として、3点を挙げている。まず、補助金公募制度は継続する。そして、旧制度における課題の解消を図る。また、3年間（平成21年度～23年度事業）の時限制度とする。この3点を見直しにあたっての基本方針とさせていただいた。

この基本方針に基づいて見直しを行い、主に7項目を変更したいと考えている。まず、1点目の項目としては、従来の義務的補助金に加え、政策的課題に対応する事業を「市が認定する補助金」という区分の変更を行うということで、区分名称を審査会の公開審査により採択、不採択を決定する「審査会が公開審査する補助金」と、それ以外の「市が認定する補助金」に名称変更をすることである。2点目が、「市が認定する補助金」を、従来の義務的補助金の6項目に2項目を追加し、8項目とすることである。3点目が、審査会と市で一定の役割を分担するというので、「市が認定する補助金」の内、新規事業の区分確認等は審査会で行うこととするが、継続事業の区分確認及び補助金の継続的な見直しは市が主体的に行うというように変えることである。4点目が、補助金の枠である。従来は市税の4%と示していたが、安定化し解りやすくするために、「審査会が公開審査する補助金」だけを対象とした定額の補助金枠を設定することである。5点目が、一次審査の採択基準等を変更し、30点未満であっても二次審査の対象とするということで、二次審査の位置づけを従来の優先順位の決定から変更し、二次審査の結果により採択を決定するというにしたい。6点目が、申請書に「補助継続の必要性」「自立に向けての取組み」の欄を設けて、事業継続の必要性について判断を行い、今後の事業の自立等の促進を図りたいと考えている。最後に7点目として、市民と行政の協働の観点から審査を行うために、審査委員については7名から8名に増員し、学識経験者4名、市民代表委員2名、公募による委員2名とすることである。こういった基本的な考え方で、整理を行った。

今後のスケジュールについては先程も説明したが、6月2日から20日までパブリックコメントを実施し、7月1日には新たな補助金公募制度の決定を行いたい。そして、市政だより8月号に変更内容等を掲載し、8月中旬から平成21年度補助事業の公募申請の受付を行い、10月下旬に補助事業公募審査会一次審査、そして12月下旬には二次審査といったようなスケジュールで行っていきたいと考えている。

市長 以上のような内容であるが、何か質問等あるか。

よろしいか。では、この内容でパブリックコメントを行い、最終決定をしていくこととする。

本日の議題は、以上である。

3 連絡事項

市長 何か連絡事項はあるか。

副市長 明日の定例記者会見で、駅周辺地区整備計画、家庭ごみの一部有料化等の説明、資料提供を行うこととしているので、このことを認識しておいていただきたい。

市長 先日、駅前土地地区画整理事業のマンション移転補償問題で、水野被告に対する判決があり、刑事事件としての責任問題は、ほぼ全容解明できたと思っている。量刑、いわゆる執行猶予がないことが不服で、控訴をしているということである。中身の事実関係の争いではないと思っているのが、裁判のことであるので、この辺りを確定して全容解明としたいと思っている。これまでも、公金支出の適正化を常に言ってきたが、あらためて、職員に対して、全ての仕事における公金支出の適正化を務めるよう申しあげておく。

もう一つ。6月1日から道路交通法が改正される。具体的に言うと、後部座席のシートベルトの着用が義務付けられるので、公用車においても、当然それは守っていただきたい。臨時議会で交通事故の多さということでお詫びを申しあげているので、あらためて、運転にも注意していただきたい。当然のことながら、飲酒運転は厳禁である。ところで、気になっていたが、マイントピア別子では、「運転者にはお酒は出さない。」などの張り紙をしているのか。お酒を出す方にも責任がある。公共施設でお酒を出すとしたら、マリンパークもそうなので、確認して、対処してもらいたい。

他に、連絡事項はないか。ないようなら、これで第3回庁議を終わる。